

2026年7月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ビ ー エ イ ブ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 順 英
(コード番号: 604A 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 神 谷 均
(TEL 0240-25-8996)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2026年6月25日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2026年7月9日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金 561円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該公募による自己株式の処分を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 1,445,977,500円 |
| (3) 仮 条 件 | 660円から700円 |
| (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 | 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

2. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1株につき 金 561円 |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 275,787,600円 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、みずほ証券株式会社に対して販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりであります。

(1) 親引け先の状況等

(株式会社クラフティア)

- | | | |
|-------------------|---------------------|--|
| ① 親引け先の概要 | 名称 | 株式会社クラフティア |
| | 本店の所在地 | 福岡県福岡市中央区天神一丁目11番1号
ONE FUKUOKA BLDG. 14階 |
| | 直近の有価証券
報告書等の提出日 | 有価証券報告書 第98期
(2025年4月1日～2026年3月31日)
2026年6月23日関東財務局長に提出 |
| ② 当社と親引け先
との関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 当社の持分法適用関連会社において、協業しております。 |
| ③ 親引け先の選定理由 | | 相互発展を目的とした取引関係の維持強化のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | | 未定（募集株式のうち、取得金額100百万円に相当する株式数を上限として2026年7月21日（処分価格（募集価格）等決定日）に決定される予定であります。） |
| ⑤ 株券等の保有方針 | | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | | 当社は、親引け先の払込みに要する財産の存在について、親引け先が提出した第98期有価証券報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに足る現金及び現金同等物を保有していることを確認しております。 |
| ⑦ 親引け先の実態 | | 当社は親引け先が、東京証券取引所プライム市場に上場しており、ホームページ上にコーポレート・ガバナンスに関する報告書を掲載し、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方やその整備状況」を示していることから、反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。 |

(ビーエイブル従業員持株会)

- | | | |
|-----------------|--|---|
| ① 親引け先の概要 | | ビーエイブル従業員持株会（理事長 木田 勝久）
福岡県双葉郡広野町大字上北迫字岩沢1番地の9 |
| ② 当社と親引け先との関係 | | 当社の従業員持株会であります。 |
| ③ 親引け先の選定理由 | | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | | 未定（募集株式のうち、80,000株を上限として2026年7月21日（処分価格（募集価格）等決定日）に決定される予定であります。） |
| ⑤ 株券等の保有方針 | | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親引け先の実態 | | 当社の従業員で構成する従業員持株会であります。 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップにつきましては、下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、処分価格（募集価格）等決定日（2026年7月21日）に決定される予定の処分価格（募集価格）と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
エイブル興産株式会社	福島県いわき市平字大町42番地の5	5,015,000	63.14	4,315,000	41.01
佐藤 順英	福島県双葉郡大熊町	1,800,000	22.66	1,800,000	17.11
ビーエイブル従業員持株会	福島県双葉郡広野町大字上北迫字岩沢1番地の9	250,000	3.14	330,000	3.13
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	160,000	2.01	160,000	1.52
株式会社クラフティア	福岡県福岡市中央区天神一丁目11番1号 ONE FUKUOKA BLDG. 14階	—	—	151,500	1.44
株式会社IHI	東京都江東区豊洲3丁目1番1号豊洲IHIビル	72,500	0.91	72,500	0.68
鈴木 浩二	—	25,000 (25,000)	0.31 (0.31)	25,000 (25,000)	0.23 (0.23)
渡辺 靖	—	25,000 (25,000)	0.31 (0.31)	25,000 (25,000)	0.23 (0.23)
根本 義和	—	24,400 (24,400)	0.30 (0.30)	24,400 (24,400)	0.23 (0.23)
—	—	24,000 (24,000)	0.30 (0.30)	24,000 (24,000)	0.22 (0.22)
計	—	7,395,900 (98,400)	93.12 (1.23)	6,927,400 (98,400)	65.85 (0.93)

(注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年6月

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

25日現在のものであります。

2. 公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年6月25日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による自己株式の処分、引受人の買取引受による売出し及び親引け（株式会社クラフティア 151,500株、ビーエイブル従業員持株会 80,000株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
なお、株式会社クラフティアへの親引けに係る株式数は、取得金額の上限として要請した金額を、仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切り捨て）であります。
3. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。
4. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
5. 個人株主（大株主等を除く。）であって、当社又は子会社の役員又は従業員（退職者を含む。）である者については、氏名及び住所の全部又は一部の記載を省略しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 2,577,500株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 700,000株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限491,600株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2026年7月13日(月曜日)から
2026年7月17日(金曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2026年7月21日(火曜日)
(処分価格(募集価格)及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2026年7月22日(水曜日)から
2026年7月27日(月曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2026年7月28日(火曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2026年7月29日(水曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が491,600株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるエイブル興産株式会社(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年6月25日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式491,600株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2026年7月29日(上場日)から2026年8月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるエイブル興産株式会社並びに当社の株主である佐藤順英、ビーエイブル従業員持株会、株式会社大東銀行は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2027年1月24日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年6月25日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、みずほ証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日(当日を含む。)後180日目の日(2027年1月24日)までの期間、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等を行わない旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。